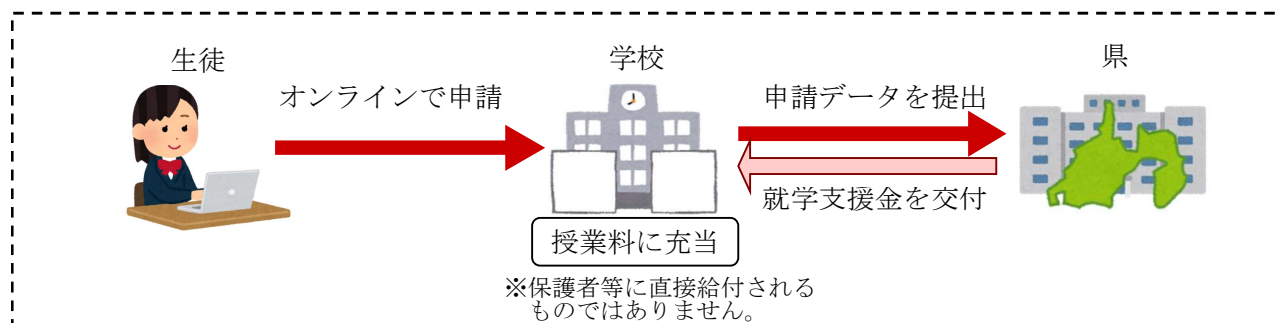


高等学校等就学支援金の申請手続きについて

(1) 「高等学校等就学支援金」とは・・・

保護者等の所得金額が一定額未満の世帯に対し、国が生徒に変わり高等学校等の授業料を負担する「**授業料の実質無償化制度**」です。支給対象になる、ならないにかかわらず、全員が申請する必要があります。

<支給イメージ>



※就学支援金の支給対象となった場合も、授業料以外の校納金（修学旅行積立金等）についてはお支払いいただく必要があります。

(2) 対象となる要件とは？

- ① 生徒本人が国内に住所を有していること。
- ② 高等学校等を卒業又は終了していないこと。
- ③ 高等学校等の在学期間が通算で36月（定時制課程・通信制課程は48月）を超えていないこと。
- ④ 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満※の世帯であること。

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

支給を受けようとする生徒本人が早生まれで扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合、課税標準額から33万円を控除する

- 市町村民税の「課税標準額」及び「調整控除の額（市町村によっては「税額控除額）」の確認方法
課税証明書や、政府が運営するオンラインサービスの「マイナポータル」を活用して、課税標準額等を確認することができます。

<対象者の年収目安は**年収910万円程度未満**です>

※ 家族構成が父・母・高校生(16歳以上)1人・中学生1人で、保護者のうちどちらか一方のみが働いている世帯の場合の目安です。
あくまで目安であり、扶養人数や各種控除等によって変動があります。



**県内公立高校では毎年約80%の生徒が
就学支援金の認定を受けています！**

申請方法は次ページを御覧ください。
(全員が申請処理を行なう必要があります)

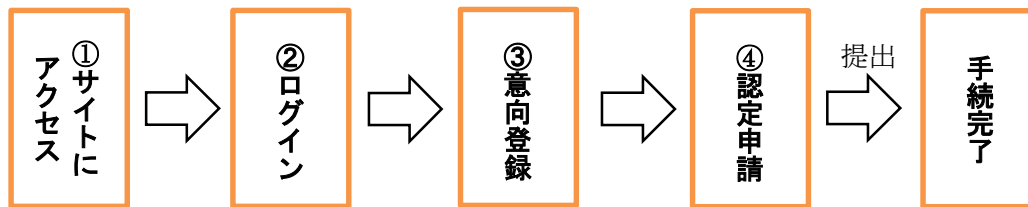
(3) 提出期限と提出方法等

ア. 提出期日 令和6年7月10日(水)

注意：期限を過ぎると7月分から受給できなくなる場合があります。

イ. 提出方法 オンライン申請(紙を希望の方は事務室に御相談ください)

<申請の流れ>



① サイトにアクセス

以下のURL又は右のQRコードよりアクセスします。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

ログイン画面→



② ログイン

ログインID・パスワードは学校から配布されます。

入力を5回誤るとアカウントがロックされます。ロックされた場合は学校事務室まで御連絡ください。

③ 意向登録(下記いずれかに該当する方が対象)

過去に支給歴がなく新規に支給を希望する方…意向登録を実施 ※1

現在支給を受けており継続支給を希望する方…継続意向登録を実施 ※2

※1 前回意向登録なしとしている方はまずは学校にお問い合わせください。

※2 継続支給を希望する方で保護者等の状況に変更がなく個人番号を提出済の方又は支給を希望しない(授業料を払う)方は、以上で終了となります。

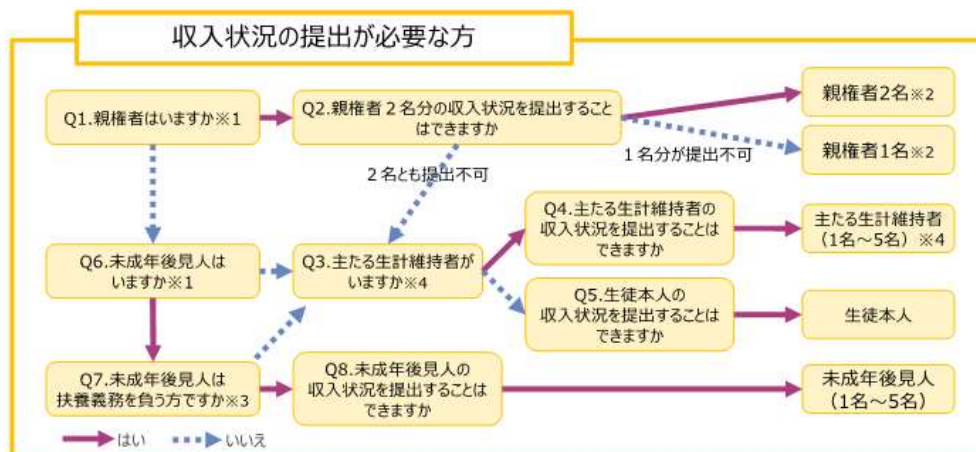
④ 認定申請

該当する申請を提出してください。(不明な場合は事務室に御相談ください)

新規に支給を希望する方…受給資格認定申請

継続支給を希望し個人番号未提出の保護者等がいる方…収入状況届出

継続支給を希望し保護者等の状況に変更のある方…保護者等情報変更届出



※1 生徒が成人(18歳以上)である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出が不要となる場合があります。詳細は、学校に御相談ください。

・失踪やDV等のやむを得ない理由により個人番号等の情報提供を受けることが困難な場合

・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人(18歳以上)であり、入学時は未成年だった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

(4) オンライン申請における収入状況の提出方法

オンライン申請における収入状況の提出方法は以下①～③のとおりです。

① 【非推奨】 個人番号カードを使用して自己情報を提出する

個人番号カードを利用してマイナポータルから保護者等の課税情報を提出いただけます。入学時のほか、毎年7月に課税情報を再取得いただく必要があります。マイナポータル上の認証エラー等が発生することがあるため、②をおすすめします。

② 【推奨】 個人番号を入力する

e-shien の申請画面に保護者等の個人番号を入力いただけます。一度入力いただければ、毎年7月に個人番号を再入力いただく必要はありません。

ただし、生徒本人の個人番号を提出する場合は③による方法としてください。

※提出いただいた個人番号は就学支援金審査にのみ利用します。

③ システム外で個人番号カードの写し等を提出(課税証明書等提出の方はこちら)

個人番号のわかる書類の写し等を紙で提出する場合は、専用の貼付台紙がありますので、事務室までお申し出ください。(個人番号の提出は原則①又は②の方法で提出するようお願いいたします)

個人番号の提出を希望しない方は、市役所等で課税証明書等を取得のうえ学校事務室に提出してください。

※その他の申請方法の詳細は「e-shien 申請者向け利用マニュアル」を御覧ください。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
認定申請 (家計急変)	離婚等の家計急変理由が生じたため、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、家計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。

各申請画面の「ヘルプ」を押すとマニュアルを御覧いただけます。

(5) 補足事項

- ① 申請日は7月1日以降としてください。
- ② 認定結果は10月上旬頃に通知します。e-shien の画面からも確認可能です。
- ③ 離婚・再婚等により保護者に変更となった場合は、就学支援金認定内容の変更が必要となるため、すみやかに事務室へ連絡してください。
- ④ 収入の修正申告や税額の更正決定により課税標準額や調整控除の額が変更された場合は、再審査により就学支援金が認定される可能性があります。

市町村から発出される地方住民税の変更がわかる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に申請することで、遡及審査が可能となります。通知を受け取った場合は、すみやかに学校事務室に届け出てください。

(6) 授業料徴収金額（就学支援金を申請しなかった方・申請したが不認定だった方）

授業料を負担していただく場合の金額は次のとおりです。

期別	口座引落日	徴収対象月	金額
1 期	7 月 3 1 日	4 月 ～ 6 月分	29,700 円
2 期	1 0 月 3 1 日	7 月 ～ 11 月分	49,500 円
3 期	1 月 3 1 日	12 月 ～ 3 月分	39,600 円

(7) 家計急変世帯への支援

就学支援金が所得制限超過により支給対象とならない場合であっても、保護者等が急な失職・倒産等の状況にあり、直近の世帯の収入が年収 590 万円未満相当まで減少した場合は、授業料の支援を受けられる場合があります。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(8) 学び直しへの支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金の支給期間（全日制 36 月、定時制・通信制 48 月）の経過後も、保護者の所得が就学支援金制度と同様に、所得制限額未満の場合には一定期間（最大 24 月）支援金を支給します。

該当すると思われる場合は、事務室に御相談ください。

(9) その他

御不明な点につきましては、事務室（電話番号：(053)－434－4401）へお問い合わせください。